

2019年4月19日

医療基本法制定に向けた議員連盟 御中

全国ハンセン病療養所入所者協議会

会長 森 和男

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-10

TEL 042-396-2052/FAX 042-397-1867

要請の趣旨

患者の権利擁護を中心とする医療基本法を制定していただくよう要請いたします。

全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）は、発足以来約70年にわたり、ハンセン病療養所入所者の人権を確保するために活動してきました。現在、全国14の療養所（うち13が国立）に約1300人の入所者が生活しており、医師の確保をはじめとして、さまざまな課題が山積しています。

日本におけるハンセン病問題の歴史を省みると、本来保障されてしかるべき患者の権利が、徹底的に蹂躪されてきた歴史でした。らい予防法が廃止され、その違憲性が司法判断によって確定した今日においても、問題の根底にある、患者の権利の軽視は続いている。

ハンセン病問題の検証会議の提言に基づく再発防止検討会は、そのような歴史と現状の検証を踏まえたうえで、公衆衛生政策による人権侵害の防止策として、患者の権利擁護を中心とした医療基本法の制定を提言したものです。

その提言から約10年を経て、今日、医療基本法制定に向けての議員連盟が発足したことは、わたしたちにとっても大きな慶びです。ぜひ、上記再発防止検討会の提言の趣旨をご理解いただき、患者の権利擁護を中心とした医療基本法を制定していただくよう要望する次第です。

以上